

# デジタル人材育成事業業務委託企画提案（プロポーザル）実施要項

## 1 業務の目的

地域経済を力強くけん引する人材育成を進め、市内中小企業ニーズに対応したデジタル人材を確保するとともに、若者・女性のデジタルスキル取得による起業・創業の促進につなげることを目的として、デジタル人材育成事業を実施します。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

デジタル人材育成事業業務委託

### (2) 委託期間

契約締結日から令和6年3月25日（月）まで

### (3) 業務内容

「デジタル人材育成事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

### (4) 提案上限額

9,240,000円（消費税及び地方消費税の金額（税率として10%）を含む）

### (5) 公募に係る日程（予定）

項目	内容
① 手続き開始の公示	令和5年11月24日(金)
② 参加意思表明書提出/質疑受付	令和5年12月 8日(金)午後5時まで
③ 参加資格可否決定通知書送付	令和5年12月11日(月)
④ 企画提案説明会	令和5年12月12日(火)午前中
⑤ 企画提案書提出	令和5年12月19日(火)午後5時まで
⑥ ヒアリング参加者選定の結果通知	令和5年12月21日(木)まで
⑦ ヒアリングの実施	令和5年12月27日(水)
⑧ 受託者選定結果の通知	令和6年 1月 5日(金)（予定）
⑨ 契約締結	令和6年 1月 9日(火)以降（予定）

### (6) 事務局

市原市 経済部 商工業振興課

T E L : 代表 0436(22)1111 内線2646 ・ 直通 0436(23)9870

F A X : 0436(22)6980

E-mail : shoukougyou@city.ichihara.lg.jp

### 3 参加申し込みについて

#### (1) 参加者の要件

参加者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止及び指名保留措置を、募集開始の日から締切日までの間に受けていないこと
- ② 募集開始の日から起算して、前2年以内に手形交換所又は電子交換所による取引停止処分を受けていない者又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）上の更生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること
- ④ 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立てをした者にあつては、募集開始の日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること
- ⑤ 市原市に課税客体があるものにあつては、市税の滞納がないこと
- ⑥ 法人税（個人にあつては所得税）、消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に従い、委託業務を通じて取得する個人情報を保護するために、必要な措置を講じることができること
- ⑧ 市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく控除措置を受けていないこと

#### (2) 参加申し込みの方法

参加者は、次のとおり参加意思表明書一式（様式1）等を提出し、申し込みを行うものとします。

- ① 提出物（証明書類は、発行日が申込日から3か月以内の原本に限る）
    - 1) 参加意思表明書（様式1-1） 1部
    - 2) 法人等の概要（様式1-2） 1部
    - 3) 印鑑証明書 1部
    - 4) 納税完納証明書（市原市に課税客体のある者に限る。） 1部
    - 5) その他
- 【提出者が法人の場合】**
- ア 登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 1部
  - イ 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の3」 1部

【提出者が個人事業主の場合】

ア 身分証明書	1部
イ 登記されていないことの証明	1部
ウ 所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書「その3の2」	1部

② 提出方法

次の提出先に、提出期限までに持参又は郵送により提出してください。

(郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。)

ア 提出先

〒290-8501 市原市国分寺台中央1丁目1番地1 (第2庁舎4階)

市原市役所 経済部 商工業振興課

イ 提出期限

令和5年12月 8日(金)午後5時 (必着)

(3) 参加資格可否の決定

本事業への参加の可否については、本要項「5-(1) 企画提案審査会の設置」にある企画提案審査会が「(1) 参加者の要件」に基づき審査を行い、参加資格可否決定通知書(様式2)により各参加者に電子メール及び文書にて通知します。

(原本は令和5年12月11日(月)に発送予定)

参加資格を得た者は、本要項に基づき企画提案書一式を提出するものとします。

なお、参加不可の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日以内(市の休日を含まない)に、書面により、参加不可の理由についての説明を求めることができます。市は、参加不可の理由についての説明を求められたときは、請求日の翌日から起算して5日以内(市の休日を含まない)に、書面により回答するものとします。

(4) 質疑応答

本事業についての質問事項がある場合は、次のとおり照会してください。

① 照会方法

参加意思の表明に係る事務手続き上の質問については、電子メールで随時受け付けます。

また、企画提案の内容に関する質問については、質問事項書(様式3)を電子メールで送付してください。

いずれの場合も、電子メールを送付した際には、質疑者から事務局に必ず確認の電話をしてください。

ア 送付先

市原市 経済部 商工業振興課

E-mail : shoukougyou@city.ichihara.lg.jp

#### イ 照会期限

令和5年12月13日(水)正午まで（期限厳守）

#### ② 回答方法

質問事項書（様式3）で受け付けた質問への回答は、提出期限の翌日から起算して5日以内（市の休日を含まない）に、質問者を伏せた上で、参加者全員に対して、電子メールにより行います。

#### （5）企画提案説明会

本要項「3-(3)参加資格可否の決定」により参加資格を得た者を対象に、令和5年12月12日(火)に企画提案書記載事項等について説明を行います。

## 4 企画提案書等の提出について

### （1）企画提案書等の提出

参加資格を得た者は、次のとおり企画提案書等を提出するものとします。

#### ①提出書類

##### ア 企画提案書（概要版）（書式自由）

企画提案の概要をA4版2枚以内（両面印刷可）で作成すること。

##### イ 企画提案書（書式自由）

記載事項は、「デジタル人材育成事業業務委託企画提案（プロポーザル）方式選定基準表（別表）」の項目及び順番に沿って記載すること。

##### ウ 業務の実施体制（書式自由）

Ⅰ 本業務に従事する予定人員について、業務経験や資格等がわかるよう記載すること。

Ⅱ 事業の実施体制を図示するとともに、各員の役割分担を記載すること。

##### エ 提案価格書（書式自由）

以下の項目の内訳がわかるよう価格明細を作成し、代表者印を押印したうえで提出すること。なお、提案価格書は選定上の評価に使用する。

Ⅰ 業務改善や起業・創業のためのデジタルスキルアップセミナー開催業務

Ⅱ 女性向けデジタルスキルの取得に向けた意識啓発セミナー開催業務

Ⅲ 市原市産業支援センターにて自走可能なデジタル人材育成事業スキームの提案業務

#### ② 提出部数

提出書類の部数等は次のとおりとし、番号順にファイル等にまとめて綴り提出してください。あわせて、提出書類一式が記録されているCDまたはDVDにより1部提出してください。

番号	名称	規格	制限枚(頁)数	提出部数等
ア	企画提案書 (概要版)	A4・任意様式	2枚(4頁)	10部
イ	企画提案書	A4・任意様式	10枚(20頁)	10部、簡易製本
ウ	業務の実施体制	A4・任意様式	2枚(4頁)	10部
エ	提案価格書	A4・任意様式	—	1部、簡易製本

### ③書類作成の注意

ア～ウの資料の作成にあたっては、提案者を特定することができる内容の記述(商号、技術者氏名など)は行わないこと(ヒアリング審査においても同様)。

### ④ 提出方法

次の提出先に、提出期限までに持参又は郵送により提出してください。

(郵送の場合は、配達日時を証明できる方法に限る。)

#### ア 提出先

〒290-8501 市原市国分寺台中央1丁目1番地1 (第2庁舎4階)

市原市役所 経済部 商工業振興課

#### イ 提出期限

令和5年12月19日(火)午後5時(必着)

### (2) 企画提案書の評価方法

今回の企画提案は、「2-(4)提案上限額」の範囲内でどのような事業支援が実施可能なのか提案を募集し、その中から本市に合った委託業者を選定することが目的です。

評価は「5-(1)企画提案審査会の設置」による企画提案審査会の審査員が「デジタル人材育成事業業務委託企画提案(プロポーザル)方式選定基準表(別表)」に基づく5段階評価を行い、全員の評価点の合計が最も高い者を受託候補者に、次に合計点が高い者を次点候補者として選定します。

ただし、全員の評価点の合計が10分の6に満たない場合は、評価点の合計点が高い者でも受託予定者にはなりません。

評価点が高点の場合は、次の順序で評価点が高い提案をプロポーザル上位者とします。

- 第1位 デジタル人材育成事業業務委託企画提案(プロポーザル)方式選定基準表(別表)の「企画提案」の内容が上位の者
- 第2位 評価段階で5の項目の多い者
- 第3位 評価段階で2以下の項目のない者
- 第4位 提案価格の低い者

## 5 審査について

### (1) 企画提案審査会の設置

企画提案書の審査については、企画提案審査会を設置して実施します。審査員は市職員（7名）とします。

企画提案審査会は、企画提案書に関するヒアリング審査を実施し、審査項目に基づき評価を行い、受託候補者を選定します。

### (2) 企画提案書の提出が5者を超えた場合

参加者が5者を超えた場合は、企画提案審査会を開催の上、以下の評価基準により提出された提案書等の内容を評価し、5者程度をヒアリング審査の対象として選定します。選定の有無、審査会を実施する場合の日程等については、参加資格可否の決定と併せて通知します。

評価項目	評価の着目点		配点
業務実績等 (10点)	(1)業務実績	・本業務を着実に遂行できる実績・経験を有しているか。	10

この審査結果は、全ての参加者に対して、電子メールにて通知します。

### (3) 企画提案書の提出が5者以内の場合

提案書を提出した者すべてをヒアリング審査の対象として選定します。

令和5年12月21日(木)までにすべての参加者に対して電子メールにて通知します。

なお、提案書の提出が1者の場合も、ヒアリング審査を実施します。

選定結果は、全ての参加者に電子メール及び文書により通知します。

### (4) ヒアリング審査の実施について

企画提案書について、次のとおりヒアリング審査を行います。

#### ① 日程

令和5年12月27日(水)予定

※1者40分以内とし、開始時間、場所等の詳細は連絡責任者に通知します。

#### ② 実施内容

ア 企画提案書等についての説明（20分以内）

イ 質疑応答（20分以内）

※ヒアリング審査の順序は、企画提案書の提出順に行います。

#### ③ 留意事項等

ヒアリング審査は企画提案審査会が行い、説明者は3名以内とします。説明用のプロジェクター及びスクリーンが必要な場合は、事務局で用意しますので、希望者は事前に申し出てください。その他に必要な資料、機材等がある場合は、説明者が準備してください。

#### (5) 審査項目及び配点

審査項目及び配点は「デジタル人材育成事業業務委託企画提案（プロポーザル）方式選定基準表（別表）」によるものとします。

#### (6) 審査結果の通知

企画提案審査会で審査した結果については、参加者全員に、書面により選定・非選定の理由を付して通知します。

また、各提案者（選定されなかった者については会社名を除く。）に関し、「デジタル人材育成事業業務委託企画提案（プロポーザル）方式選定基準表（別表）」に基づく結果について公表します。

### 6 受託予定者の取り扱い

#### (1) 契約手続き

市は、企画提案書のヒアリング審査により、選定した参加者を受託候補者として、本業務の委託を予定するものとし、別途指示する方法で契約手続きを行います。

#### (2) 受託候補者の取り消し

受託候補者が、本要項「3-(1)参加者の要件」に示した事項を満たさないことが明らかになった場合、又は本業務の契約を締結するまでの間に市原市建設工事請負業者等指名停止措置要領の規定による指名停止及び指名保留措置を受けた場合は、その者とは契約を締結せず、次点候補者と契約を締結します。

#### (3) 業務の実施

契約後の業務の実施については、企画提案書及び仕様書に基づき、市と協議の上、行うものとします。

### 7 その他事項

(1) 参加意思表明書又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、本事業への参加の資格を取り消します。この場合、受託候補者の選定後にあっては、その者とは契約を締結せず、次点候補者と契約を締結することとします。

また、契約後にあっては、その者との契約を解除し、次点候補者と契約を締結することとします。

(2) 企画提案書の作成等、参加に係る一切の費用は提出者の負担とします。

(3) 参加意思表明書、企画提案書等の提出書類は返却しません。

(4) 提出された各資料については、特別な事情がない限り、再提出は認めません。

(5) 提案書の著作権は企画提案書提出者に帰属します。ただし、市が企画提案の報告等のために必要な場合には、提案書の内容を無償で使用できるものとします。

- (6) 市に提出された書類等は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとします。
- (7) 提出された書類等は、公平性、透明性及び客観性を期すため、又は市原市情報公開条例及び市原市情報公開条例施行規則に基づく請求があった場合に、市原市情報公開条例第7条の各号に掲げる情報を除き、公表することがあります。
- (8) 前号により公表する場合、市がその写しを作成し、使用することができるものとします。
- (9) 本要項に定める事項の他、必要な事項は、別途市が定めるものとします。